

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則の一部改正について

1. 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>第 2 条 規則第 8 条第 1 項に規定する電磁的方法は、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4)外国株券等機構加入者又は株式事務取扱機関が機構に対して行う「Target 保振サイト接続」(株式等の振替に関する業務規程施行規則第 34 条第 1 項第 1 号ホで規定する方法をいう。)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第 2 条 規則第 8 条第 1 項に規定する電磁的方法は、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4)外国株券等機構加入者が機構に対して行う「Target 保振サイト接続」(株式等の振替に関する業務規程施行規則第 34 条第 1 項第 1 号ホで規定する方法をいう。)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>

2. 附則

この改正規定は、平成 23 年 11 月 29 日から施行する。

以 上